

第73回 通常総会 関係資料

日 時 令和7年5月15日

場 所 山形グランドホテル

一般社団法人 山形県建築士会山形支部

第73回（令和7年度）通常総会 次第

1 開 会 の 辞

2 支 部 長 挨 拶

3 議 長 選 出

4 総会資格審査報告

5 議事録署名人選出

6 議 事

- (1) 議案第1号 令和6年度事業の承認について
- (2) 議案第2号 令和6年度収支決算の承認について
- (3) 議案第3号 令和7年度事業計画（案）について
- (4) 議案第4号 令和7年度収支予算（案）について
- (5) 議案第5号 役員の選任について
- (6) そ の 他

7 来 賓 挨 拶

8 閉 会 の 辞

令和6年度事業報告

1.普及事業及び建築行政への協力

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

開催年月日	事業の内容	開催会場	参加人員
6. 4. 1	中山町木造住宅耐震診断士派遣業務(契約)		
5.10	上山市木造住宅耐震診断士派遣業務(契約)		
5.19	やまがた県産木材利用センター理事会	県産業創造支援センター	1名
5.27	山形支部三役と賛助会員代表幹事との意見交換会	和ゆう膳	13名
6. 3	山辺町木造住宅耐震診断士派遣業務(契約)		
6. 4	山形支部三役と賛助会幹事実務者会議	味の里ばんだい	9名
6. 6	やまがた県産木材利用センター通常総会	山形テルサ	1名
6. 7	山形市産材ネーミング選定委員会	山形市役所	1名
6.10	山形市産材利用拡大連携会議	山形市役所	1名
6.12	山形県生コンクリート品質管理監査会議(ほか1回)	山形国際ホテル	1名
6.11	第80回支部長杯ゴルフコンペ及び懇親会	蔵王CC・メトロポリタン山形	45名
6.28	山形市景観審議会	山形市役所	1名
7. 5	山形市木造住宅耐震診断業務(契約)		
8. 1	建築基準法等の改正に係る研修会	協同の杜JA研修所	94名
8.22	山形市文化財保存利活用地域計画協議会	山形市役所	1名
9. 3	やまがた県産木材利用センターWG	県産業創造支援センター	1名
9. 4	山形支部ヘリテージマネージャー会議	山形市役所	13名
9.14	旧山形師範学校講堂利活用ワークショップ	遊学館	50名
9.19	木造住宅耐震診断WG委員会	食糧会館	8名
10.16	代表幹事ゴルフコンペ及び懇親会	さくらんぼCC・空海	12名
10.17	一斉公開建築パトロール	山形市	1名
10.21	一斉公開建築パトロール	東南村山地区	2名
10.21	旧山形師範学校講堂保存活用協議会	山形市東部公民館	2名
10.24～26	建築士会全国大会「鹿児島大会」	鹿児島市	26名
10.27	第26回専門家9士業によるなんでも相談会	霞城セントラル	2名
11. 1	第81回支部長杯ゴルフコンペ及び懇親会	山形GC・メトロポリタン山形	48名
11.15	木造住宅耐震診断WG委員と行政担当者との意見交換会	和ゆう膳	12名
11.21～22	大阪・関西万博会場視察研修会	大阪市内	16名
12.17	山形支部・山形県電業協会合同研修会	割烹浜なす	6名
7. 2. 7	山形市左官業組合創立120周年記念祝賀会	料亭亀松閣	1名
2.21	山形支部技術研修会	県高度技術研究開発センター	33名
3. 8	旧山形師範学校講堂保存活用シンポジウム	遊学館	5名
3.12	改正建築基準法・建築物省エネ法に係る研修会(天童支部合同)	山形ビッグウイング	36名
3.18	山辺町木造住宅耐震診断士派遣業務報告	山辺町役場	1名
3.21	山形市木造住宅耐震診断士派遣業務報告	山形市役所	1名
3.21	上山市木造住宅耐震診断士派遣業務報告	上山市役所	1名
3.21	やまがた県産木材利用センター理事会	書面開催	1名
3.25	中山町木造住宅耐震診断士派遣業務報告	中山町役場	1名

○ 7/31 8/2・26 9/19・25 10/22 11/5・7・8・25・26 12/2 山形市・上山市・中山町木造住宅耐震診断報告会

○ 9/26 木造住宅耐震改修判定委員会WG委員会

○ 4/22 5/25・29 6/4・25 7/16・22・26 8/21・26 9/12 木造耐震診断士派遣業務

10/4・15 11/26

○ 4/3・17 7/3・17・31 10/2・16・30 1/15 ラジオモンスター出演(各委員会)

2.支部通常総会・役員会

開催年月日	事業の内容	開催会場	参加人員
6. 4. 16	支部会計監査会	食糧会館	7 名
4. 16	支部常任幹事会	食糧会館	18 名
5. 1	支部常任幹事会	メール	13 名
5. 14	通常総会事前支部幹事会	山形グランドホテル	33 名
5. 14	支部通常総会	山形グランドホテル	107 名
7. 18	第1回支部幹事会	県高度技術研究開発センター	31 名
10. 7	第1回支部常任幹事会	県高度技術研究開発センター	13 名
12. 13	第2回支部幹事会	庄司屋御殿堰七日町店	26 名
7. 2. 21	第2回支部常任幹事会	県高度技術研究開発センター	15 名

3.各委員会関係 (青年委員会)

開催年月日	事業の内容	開催会場	参加人員
6. 5. 14	第1回青年委員会	山形市	14 名
7. 10	山形県建築士会合同委員会	協同の杜JA研修所	1 名
7. 10	第1回山形県青年委員長会議	天童市	1 名
9. 20	第2回山形県青年委員長会議	WEB開催	1 名
10. 19	第2回青年委員会	山形市	4 名
11. 23	第36回山形県建築士会青年大会	天童市	8 名
7. 2. 4	プロフェッショナル講話	山形工業高等学校	6 名
3. 15	第14回東北ブロック青年大会あきた大会	秋田県秋田市	2 名

(女性委員会)

開催年月日	事業の内容	開催会場	参加人員
6. 4. 6	第1回山形県女性委員長会議	鶴岡市	2 名
4. 16	日本建築士連合会全建女会議	WEB開催	1 名
4. 28	第1回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	2 名
5. 26	第2回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	1 名
6. 30	第3回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	2 名
7. 28	第4回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	2 名
8. 28	第3回山形コンベンションフェア	やまぎん県民ホール	2 名
9. 1	第5回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	2 名
9. 28	第6回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	2 名
11. 2	第7回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	2 名
11. 2	第6回建築女子フォーラム	山形市・上山市	8 名
11. 23	第36回山形県建築士会青年大会	天童市	5 名
12. 1	第8回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	2 名
12. 21	支部女性委員会総会	山形市	11 名
7. 1. 19	第9回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	2 名
3. 2	第10回全建女やまがた大会実行委員会	山形市	2 名
3. 15	第14回東北ブロック青年大会あきた大会	秋田県秋田市	2 名

4.刊行物の発刊

開催年月日	事業の内容	開催会場	参加人員
6. 10. 29	支部だより「ななかまど」第1回編集会議	(株)秦・伊藤設計	14 名
12. 4	支部だより「ななかまど」第2回編集会議	(株)秦・伊藤設計	15 名
7. 1. 15	支部だより「ななかまど」第3回編集会議	(株)秦・伊藤設計	13 名
1. 31	支部だより「ななかまど」令和6年度第22号発行		
毎月配布	日本建築士会連合会誌「建築士」		

令和6年度 一般社団法人山形県建築士会 山形支部 収支決算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減額	摘要
1 経常収益				
① 会費収入	5,033,000	4,912,000	△ 121,000	正会員15,000×201名、新規10,000×3名
正準会員会費	3,214,000	3,093,000	△ 121,000	終身会員8,000×6名
賛助会員会費	1,780,000	1,780,000	0	20,000×88社、10,000×2社
過年度会費	39,000	39,000	0	正会員13,000×3名
② 入会金収入	12,000	16,000	4,000	
正準会員入会金	8,000	6,000	△ 2,000	2,000×3名
賛助会員入会金	4,000	10,000	6,000	2,000×5社
③ 事業収入	0	26,000	26,000	
講習会費	0	26,000	26,000	建築基準法改正研修会
④ 受託費収入	0	144,375	144,375	
支部活動受託収入	0	144,375	144,375	文化財調査委託費
⑤ 負担金収入	650,000	695,000	45,000	
総会、研修会等会費	650,000	695,000	45,000	総会懇親会負担金
⑥ 補助金等収入	0	0	0	
助成金収入	0	0	0	
⑦ 雑収入	150,000	38,575	△ 111,425	
頒布品収入	0	0	0	
預金利息	100	920	820	普通預金、定期預金
雑収入	149,900	37,655	△ 112,245	総会懇親会お祝金等
⑧ 繰入金	0	0	0	
経常収益計	5,845,000	5,831,950	△ 13,050	
2 経常費用				
① 事業費支出	3,595,000	3,304,742	△ 290,258	
本部費	1,930,000	1,804,530	△ 125,470	正会員9,000×204名 他会誌代等
支部活動推進費	1,665,000	1,500,212	△ 164,788	
・講演会、研修会等開催費	200,000	318,827	118,827	法改正研修会、万博会場視察、技術研修会
・機関紙発行	290,000	292,600	2,600	支部たより印刷代
・支部委員会活動助成金	400,000	151,000	△ 249,000	青年委員会、女性委員会等
・レクリエーション費	250,000	223,596	△ 26,404	
・全国大会参加助成金	400,000	399,144	△ 856	鹿児島大会助成金
・行政事業等協力費	25,000	15,000	△ 10,000	違反建築ノストロール
・運営積立金	100,000	100,045	45	支部運営積立金、預金利息繰入
② 管理費支出	2,230,000	2,264,092	34,092	
支部活動管理費	2,230,000	2,264,092	34,092	
・会議費(総会、役員会等)	1,000,000	1,208,507	208,507	総会費977,140円、役員会議費231,367円
・消耗品費	10,000	2,822	△ 7,178	
・通信運搬費	400,000	311,804	△ 88,196	会誌送料、はがき、切手、電話料等
・交際費	50,000	26,604	△ 23,396	お祝金、慶弔金等
・旅費	0	0	0	
・事務所費、事務手当等	600,000	600,000	0	本部事務局
・振込手数料	40,000	41,350	1,350	
・雑費	10,000	10,000	0	支部たより寄稿者謝礼
・印刷費	120,000	63,005	△ 56,995	総会資料、案内、封書等
・負担金	0	0	0	
③ 予備費支出	20,000	19,677	△ 323	万博会場視察
経常費用計	5,845,000	5,588,511	△ 256,489	
当期収支差額	0	243,439	243,439	
前期繰越収支差額	490,230	490,230	0	
次期繰越収支差額	490,230	733,669	243,439	

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

一般社団法人 山形県建築士会山形支部

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	159,375		
預金	574,294		
流動資産計		733,669	
2. 固定資産			
運営積立金	2,819,125		
固定資産計		2,819,125	
資産合計			3,552,794
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
流動負債計		0	
2. 固定負債			
運営積立引当金	2,819,125		
固定負債計		2,819,125	
負債合計			2,819,125
III. 正味財産			
当期正味財産			733,669
負債及び正味財産合計			3,552,794

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

一般社団法人 山形県建築士会山形支部

(単位:円)

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	159,375		
預金 郵便振替口座	9,008		
預金 きらやか銀行県庁通支店	565,286		
流動資産計		733,669	
2. 固定資産			
運営積立預金 ゆうちょ銀行普通貯金	413,125		
運営積立預金 ゆうちょ銀行定額貯金	2,406,000		
固定資産計		2,819,125	
資産合計			3,552,794
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
流動負債計		0	
2. 固定負債			
運営積立引当金(ゆうちょ銀行普通貯金)	413,125		
運営積立引当金(ゆうちょ銀行定額貯金)	2,406,000		
固定負債計		2,819,125	
負債合計			2,819,125
正味財産			733,669

監 査 報 告 書

一般社団法人 山形県建築士会山形支部
支部長 石 山 徳 昭 殿

令和6年度における一般社団法人山形県建築士会山形支部の業務並びに決算に係る会計処理の状況について、帳簿及び証憑書類を照合し監査した結果、適正なるものと認めます。

令和7年4月16日

一般社団法人 山形県建築士会山形支部

監査員 武 田 清 和



監査員 長 岡 喜



監査員 村 岡 正 明



令和7年度事業計画（案）

【基本方針】

『建築士の使命とその職務にかんがみ、会員相互の和親協力によってその品位を保持し、建築士の指導連絡に関する事務を行うほか、建築士業務の改善進歩を図り、広く社会に貢献すること』

【方 策】

- 1 支部組織をあげて会員の増強にあたる。
- 1 会員と密接した支部活動が行われるよう、支部組織の育成強化を図る。
- 1 本部との連絡を密にして、各種の情報、資料等が速やかに会員に配布出来るような体制の整備。
- 1 各分野にわたる専門委員会を設けて、より充実した支部を目指す。

【予定行事】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1 講演会及び研修会の開催 | 1 ゴルフ大会等レクリエーションの実施 |
| 1 建築士会全国大会(大阪大会)参加 | 1 木造住宅耐震診断事業の実施 |
| 1 建築物違反パトロール等行政への協力 | 1 応急危険度判定業務の実施体制の整備 |
| 1 専攻建築士制度と継続能力開発制度(CPD)の促進 | 1 建築士(青年委員会・女性委員会)育成及び懇談会 |
| 1 建築資材等の講習・説明会 | 1 支部だより発刊 |

令和7年度 一般社団法人山形県建築士会 山形支部 収支予算書（案）
（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

科目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
1 経常収益				
① 会費収入	5,058,000	5,033,000	25,000	
正準会員会費	3,198,000	3,214,000	△ 16,000	正会員15,000×210名、終身会員8,000×6名
賛助会員会費	1,860,000	1,780,000	80,000	20,000×93社
過年度会費	0	39,000	△ 39,000	
② 入会金収入	20,000	12,000	8,000	
正準会員入会金	12,000	8,000	4,000	2,000×6名
賛助会員入会金	8,000	4,000	4,000	2,000×4社
③ 事業収入	0	0	0	
講習会費	0	0	0	
④ 受託費収入	0	0	0	
支部活動受託収入	0	0	0	
⑤ 負担金収入	710,000	650,000	60,000	
総会、研修会等会費	710,000	650,000	60,000	総会懇親会会費、研修会負担金等
⑥ 補助金等収入	0	0	0	
助成金収入	0	0	0	
⑦ 雑収入	401,000	150,000	251,000	
頒布品収入	0	0	0	
預金利息	1,000	100	900	
雑収入	400,000	149,900	250,100	お祝金、会誌広告料等
⑧ 繰入金	100,000	0	100,000	積立金繰入
経常収益計	6,289,000	5,845,000	444,000	
2 経常費用				
① 事業費支出	3,840,000	3,595,000	245,000	
本部費	1,920,000	1,930,000	△ 10,000	9,000×210名 5,000×6名
支部活動推進費	1,920,000	1,665,000	255,000	
・講演会、研修会等開催費	300,000	200,000	100,000	文化財保護活動研修会ほか
・機関紙発行	350,000	290,000	60,000	支部だより印刷代
・支部委員会活動助成金	500,000	400,000	100,000	青年委員会、女性委員会、まちづくり委員会等
・レクリエーション費	250,000	250,000	0	
・全国大会参加助成金	400,000	400,000	0	大阪大会助成金
・行政事業等協力費	20,000	25,000	△ 5,000	違反建築パトロール他
・運営積立金	100,000	100,000	0	次回周年式典準備積立金、支部運営積立金
② 管理費支出	2,415,000	2,230,000	185,000	
支部活動管理費	2,415,000	2,230,000	185,000	
・会議費（総会、役員会等）	1,200,000	1,000,000	200,000	
・消耗品費	10,000	10,000	0	
・通信運搬費	400,000	400,000	0	『建築士』送料、はがき、切手、電話料等
・交際費	50,000	50,000	0	お祝金、慶弔金等
・旅費	0	0	0	
・事務所費、事務手当等	600,000	600,000	0	
・振込手数料	45,000	40,000	5,000	
・雑費	10,000	10,000	0	
・印刷費	100,000	120,000	△ 20,000	総会資料、案内、封書等
・負担金	0	0	0	
③ 予備費支出	34,000	20,000	14,000	
経常費用計	6,289,000	5,845,000	444,000	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	733,669	490,230	243,439	
次期繰越収支差額	733,669	490,230	243,439	

一般社団法人 山形県建築士会 山形支部 役員の選任

一般社団法人山形県建築士会山形支部 副支部長 鎌水 政一 氏（元山形市まちづくり政策部次長兼建築指導課長）が人事異動により転勤されたため、新たに選任する後任の役員について協議いたします。

新任役員（案）

副支部長 古内 了 氏（山形市まちづくり政策部建築指導課長）

任 期

令和 7 年 5 月 1 5 日から令和 7 年度決算に係る通常総会の終結の時まで

一般社団法人 山形県建築士会山形支部

賛 助 会 員 名 簿

(令和 7 年 4 月現在)

	会 社 名	住 所	電話番号
1	アイジー工業(株) 仙台営業所	仙台市宮城野区榴岡4-12-12	022-292-5405
2	愛 和 建 設 (株)	山形市北町3-9-15	023-664-0068
3	(株) ア ジ ア ス タ ー	山形市山家町2-3-14	023-674-8885
4	(株) 天 野 左 官	東根市三日町1-2-1	0237-43-3456
5	石 川 建 設 産 業 (株)	山形市大字中野目838- 1	023-682-9282
6	(株) 石 駒	山形市十日町3-10-20	023-622-3364
7	(株) 市 村 工 務 店	山形市久保田3-11-12	023-644-6878
8	(株) イ ン テ ル ノ	酒田市京田4-2-1	0234-31-3155
9	羽 陽 建 設 (株)	上山市美咲町2-1-95	023-672-1326
10	(株) ウ ン ノ ハ ウ ス	山形市大野目4-1-37	023-623-5311
11	栄 進 リ ー ス 工 業 (有)	天童市大字荒谷字荒谷原1941-687	023-654-3231
12	遠 藤 設 備 建 設 (株)	山形市穂積84- 1	023-641-4561
13	オーデリック(株) 山形営業所	山形市流通センター1-1114-2	023-609-1330
14	荻 野 建 設 (株)	山形市あこや町3-15-28	023-641-1181
15	(株) O t i a s	東根市野田580	0237-47-4884
16	小 野 建 設 (株)	山形市竈田1-6-7	023-645-1818
17	鹿 島 建 設 (株) 山 形 営 業 所	山形市松波1-14-11	023-622-5211
18	(株) か わ で ん 山 形 営 業 所	山形市あかねヶ丘3-9-24	023-643-4321
19	環 境 サ ポ ー ト (株)	山形市松波3-4-11	023-666-7117
20	北 日 本 産 業 (株)	山形市円応寺町5-5	023-624-2003
21	共 立 (株)	山形市蔵王松ヶ丘1-1-12	023-689-1200
22	黒 澤 建 設 工 業 (株)	山形市花楸2-9-21	023-623-4222
23	(株) 建 装 テ ク ノ	山形市富神台13	023-645-8541
24	(株)建築資料研究社 日建学院山形校	山形市大字青柳字柳田55-3	023-622-5100
25	幸 栄 建 設 (株)	東根市宮崎5-1-37	0237-43-2362
26	(株) K O E I	山形市大字風間字地藏山下2068	023-616-5651
27	(株) 今 野 庭 園	山形市東原町1-12-16	023-622-5688
28	(株) 桜 塗 装	山形市飯田西5-5-8	023-666-3046
29	(株) サ ム シ ン グ 山 形 支 店	山形市西崎30-1	023-647-6122
30	三 協 テ ッ ク (株) 東 北 山 形 支 店	山形市流通センター3-2-5	023-624-2315
31	三 條 物 産 (株)	山形市千歳1-16-48	023-681-7101

	会 社 名	住 所	電話番号
32	(株) J e s 設 計	山形市陣場南5-3	023-673-0770
33	(株) ジ エ ッ ク	東根市宮崎5-3-10	0237-43-2151
34	(株) シ グ マ ッ ト 山 形 支 店	山形市桜田東4-5-20	023-623-4210
35	(株) ジ ャ パ ン 仮 設	天童市山元349-9	023-676-8115
36	城 北 電 気 工 事 (株)	山形市城西町4-5-37	023-644-4176
37	(株) 秦 ・ 伊 藤 設 計	山形市松山3-3-15	023-631-3223
38	(株) 鈴 木 建 築 設 計 事 務 所	山形市相生町7-55	023-623-1778
39	(株) ス ペ ー ス パ ー ツ 山 形	寒河江市中央工業団地155-6	0237-83-3000
40	(株) セ キ ノ 興 産 山 形 店	山形市蔵王松ヶ丘2-2-13	023-695-3201
41	(株) 総 合 資 格 山 形 支 店	山形市あさひ町26-31	023-615-2911
42	太 平 電 気 (株) 山 形 営 業 所	山形市双月町3-9-14	023-622-0238
43	(株) タ カ ハ シ 電 工	山形市くぬぎざわ西4-1	023-644-1666
44	(株) 瀧 山 塗 装 店	山形市香澄町2-9-24	023-631-2722
45	(株) 竹 原 屋 本 店	山形市立谷川2-851-4	023-685-2356
46	タ ニ コ ー (株) 山 形 営 業 所	山形市松波1-11-15	023-635-0237
47	(株) 多 利 加	山形市前田町17-8	023-631-9680
48	(株) 千 歳 建 設	山形市富神台15	023-647-1511
49	(株) 千 歳 工 務 店	山形市五十鈴1-1-31	023-642-8230
50	(株) 東 照 電 気	山形市黄金74-4	023-647-8066
51	東 北 企 業 (株)	山形市松見町11-19	023-622-7201
52	東 北 電 化 工 業 (株)	山形市青田3-9-18	023-623-0611
53	東 北 電 機 鉄 工 (株) 山 形 支 店	山形市蔵王松ヶ丘2-2-19	023-688-6781
54	東 洋 設 備 工 業 (株)	山形市砂塚6-1	023-643-1650
55	ト ー エ イ 工 業 (株)	山形市鋳物町42	023-643-6622
56	(株) 徳 正 合 板	山形市立谷川2-895-7	023-686-5550
57	(株) 中 西 製 作 所 山 形 営 業 所	山形市上町4-1-36	023-647-3466
58	(株) 西 村 工 場	山形市銅町1-6-32	012-622-2325
59	日 本 E R I (株) 仙 台 支 店 山 形 検 査 員 事 務 所	山形市香澄町2-11-13	023-615-6251
60	(株) 羽 田 設 計 事 務 所	山形市寿町11-15	023-622-2818
61	(有) 日 向 石 材	山形市東青田1-8-21	023-632-8633
62	(株) 平 吹 設 計 事 務 所	山形市松波3-4-11	023-666-7111

	会 社 名	住 所	電話番号
63	(株) フ ー ツ ラ	山形市円応寺町22-36	023-674-6815
64	フ ジ ヒ ロ (株)	山形市宮町3-6-38	023-664-0635
65	(株) ホ シ カ ワ	山形市東山形1-6-26	023-632-2166
66	前 田 製 管 (株) 山 形 支 店	天童市大字蔵増字長沼3174	023-656-8860
67	(株) マ ル シ ゲ	山形市南館5-8-42	023-644-4358
68	(株) ム ラ ヤ マ	山形市鋳物町40	023-643-5111
69	山 形 環 境 シ ス テ ム (株)	山形市大野目4-2-10	023-615-7878
70	(株) 山 形 企 業	山形市小白川町3-5-6	023-641-6959
71	山 形 建 設 (株)	山形市清住町1-2-18	023-644-5208
72	(株) 山 形 城 南 木 材 市 場	山形市表蔵王60-1	023-688-2200
73	山 形 ニ ッ タ ン (株)	山形市鈴川町4-5-60	023-623-3774
74	山 形 パ ナ ソ ニ ッ ク (株)	山形市平清水1-1-75	023-622-5471
75	山 形 三 菱 電 機 機 器 販 売 (株)	山形市流通センター3-10-2	023-633-2311
76	(株) ヤ マ ケ ン	山形市流通センター3-8-1	023-633-3000
77	山 建 工 業 (株)	山形市流通センター3-8-1	023-633-3003
78	山 建 設 備 (株)	山形市流通センター3-8-1	023-633-3001
79	ヤマケンビルテックサービス(株)	山形市北山形2-1-5	023-644-2112
80	(株) ヤ マ ケ ン マ シ ナ リ ー	山形市北山形2-1-7	023-644-1236
81	(株) ヤ マ ト 建 材	山形市桧町4-2-38	023-684-1011
82	(株) ユ ア テ ッ ク 山 形 支 社	山形市大野目3-5-7	023-632-3131
83	(株) ユ ア テ ッ ク サ ー ビ ス	山形市長町4-9-25	023-684-6620
84	(株) L I X I L 東 支 社	仙台市青葉区中央4-6-1 SS30	022-745-0377
85	(株) 冷 凍 技 術 工 業 所 山 形 支 店	山形市松山3-12-18	023-631-7788
86	Y K K A P (株) 南 東 北 支 店 山 形 営 業 所	山形市馬見ヶ崎4-8-6	023-682-1138
87	(株) ワ イ ム	山形市大字十文字字菰窪1318-5	023-686-4316
88	渡 辺 ヒ ー テ ィ ン グ (株)	山形市十日町3-1-48	023-623-6194

賛助会員代表幹事

○小 野 建 設 (株)

○トーエイ工業 (株)

○東北電化工業 (株)

○(株) ヤ マ ケ ン

○(株) 山 形 企 業

○(株) ム ラ ヤ マ

一般社団法人山形県建築士会山形支部規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この支部は、会員相互の連絡を緊密にし、団結を強化して一般社団法人山形県建築士会の進展を図ることを目的とする。

(運営)

第2条 支部の運営は、定款、支部規程及び施行規則の定めによるほか、この規程によるものとする。

(用語)

第3条 この規程において下の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 本部 一般社団法人山形県建築士会をいう。
- 二 定款 一般社団法人山形県建築士会定款をいう。
- 三 会員 定款第6条に定める会員で、この支部に所属する会員をいう。
- 四 支部規程 一般社団法人山形県建築士会支部規程をいう。
- 五 施行規則 一般社団法人山形県建築士会施行規則をいう。

(名称及び組織)

第4条 この支部は、一般社団法人山形県建築士会山形支部と称し、本会の会員でこの支部の区域内に居住し又は勤務場所を有するものをもって組織する。

(支部の事務所)

第5条 この支部は、事務所を山形支部の区域内に置く。

(事業)

第6条 この支部は、第1条の目的を達成するために本部の行う事業に協力するほか、定款第5条に定める事業の一部を行う。

第2章 会 員

(会員の種別)

第7条 この支部の会員は、定款第6条に定められた次の3種とする。

- 一 正 会 員
- 二 準 会 員
- 三 賛助会員

(会員の登録)

第8条 定款第7条の規定により入会を承認されたものでこの支部に所属するものは、この支部の会員として名簿に登録する。

(会員の権利義務)

第9条 前条の規定により登録を受けた者は会員としての権利を有し、かつ定款、その他の諸規則に定めるほか、この規程に定める事項を守らなければ

ならない。

2. 会員は第1条の目的を達成するため協力しなければならない。

(会費納入)

第10条 会員は、幹事会で定めた年会費を当該期の始めに納入する。

2. 入会金は入会時に年会費と共に納入する。

3. 会費納入期限は、その年度の7月31日までとする。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、会費を完納したうえ、退会届を支部長に提出しなければならない。

2. 次の場合は退会として処理する。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 当年度に会費を納入しないとき。

第3章 役 員

(役員)

第12条 この支部に次の役員を置く。

- 支 部 長 1名(直前支部長を置くことができる)
- 副支部長 2～3名
- 幹 事 30名以内
(うち10名以内を常任幹事とし、幹事長・副幹事長を置くことができる)

監 査 員 3名

(役員を選出)

第13条 役員は総会において正会員のうちから選出する。

但し、常任幹事は幹事の互選による。

2. 監査員は他の役員を兼任することができない。

(役員の補選)

第14条 役員に欠員を生じ幹事会が補欠の必要があると認めた場合は前条に準じこれを補選する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は任期満了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(役員職務権限)

第16条 支部長は、支部の会務を総理する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理する。

3. 幹事は幹事会を組織し事業の執行を図る。

4. 常任幹事は常務を処理する。

5. 監査員は会計及び事業の執行を監査する。

(役員 の 義 務 及 び 解 任)

第17条 役員は、総会、幹事会の議決事項を尊重し、その職務を誠実に行わなければならない。

2. 支部長は、役員にして議決事項に違反し支部の秩序を乱し、その職務の内外を問わず品位を失う如き行為があった場合においては、幹事会の同意を得てその役員を解任することができる。

(費用弁償)

第18条 役員には報酬を支給しない。但し必要に応じ実費を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第19条 この支部に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、幹事会の推薦により支部長が委嘱する。

3. 顧問及び相談役は支部長の諮問に応じ、かつ各種の会議に出席して意見を述べることができる。

4. 顧問及び相談役の任期は、これを委嘱した支部長の任期に従う。

第4章 会 議

(会議の種類)

第20条 会議は総会、幹事会の2種とする。

2. 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の組織)

第21条 総会は、正会員を以って組織する。

2. 幹事会は支部長、副支部長及び幹事を以って組織する。

(出席者の意見陳述)

第22条 準会員、賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

2. 監査員は幹事会に出席して意見を述べるができる。

(会議招集の時期)

第23条 通常総会は、毎事業年度の終了した日から2箇月以内に1回、臨時総会は必要に応じこれを開くものとする。

2. 幹事会は必要に応じ開くものとする。

(会議の招集及び通知)

第24条 会議は支部長が招集しその議長となる。

2. 支部長は会議を招集するにあたっては、総会にあっては開会日の5日前までに、幹事会にあっては3日前までに会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を会員又は会議を組織する役員に書面をもって通知しなければならない。

但し、緊急を要する場合においてはこの限りでない。

(議決事項)

第25条 総会は次の事項を決議する。

一 事業計画及び予算

二 役員 の 選 出

三 事業報告及び収支決算の承認

四 その他幹事会で必要と認めた事項

2. 幹事会は次の事項を決議する。

一 事業の執行に関する事項

二 資産の管理に関する事項

三 総会に提出する議案に関する事項

四 その他会務運営上必要な事項

(会議の開催並びに議事)

第26条 総会は、正会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

2. 幹事会は、これを組織する役員2分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(書面議事)

第27条 支部長は次号の一に該当する場合においては第24条及び前条の規定にかかわらず会議の目的たる事項を記載した書面を会議を組織する役員に送付し、その賛否を問いその結果をもって幹事会の議決に替えることができる。

この場合支部長は、その結果をすみやかに幹事に報告しなければならない。

一 軽微な事項のとき

二 急務を要する事項で会議を招集するいとまのないとき

三 その他やむを得ない事由があるとき

(会議の議決権)

第28条 会議を組織する会員又は役員は、その会議において各一個の議決権を有する。

2. 前項の議決権を有する者が欠席するときは他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合においては、それぞれ出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 支部長は会議の議事について議事録を作らなければならない。

2. 議事録には次の事項を記載し議長及びその会議においてあらかじめ選出された議事録署名員がこれに署名しなければならない。

一 会議の種類

二 開会の日時及び場所

三 会議を組織するものの総数

四 出席者数及び委任状の数

五 議事要領

六 議決した事項

3. 会員は必要に応じ何時でも議事録を閲覧することができる。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第30条 支部は、事業の執行上必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2. 委員の委嘱は幹事会の議を経て支部長が行う。

(専門委員会の運営)

第31条 委員会の組織権限及び運営に関して必要な事項は幹事会の議を経て支部長がこれを定める。

第6章 会 計

(経費)

第32条 支部の経費は会費、補助金、寄附金及びその他の収入で支弁する。

(事業年度)

第33条 支部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2. 支部長は毎事業年度終了後遅滞なく次の書類を作成し、監査員の監査を受け、その意見を附して通常総会に提出しなければならない。

一 事業報告書

二 収支決算書

3. 支部長は、毎事業年度当初に開催する総会に次の書類を提出しなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書

(予算の修正)

第34条 予算決定後に生じた事由にもとづき決定した予算に変更を加える必要があるときは、幹事会の承認を得て修正することができる。

第7章 雑 則

(規程の変更)

第35条 この規程を変更しようとするときは、幹事会において出席役員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(細則の制定)

第36条 この規程の施行について必要な事項は幹事会の議を経て支部長がこれを定める。

(事務局)

第37条 支部の事務を処理するため事務局を設けることができる。

2. 事務局の組織運営については幹事会の議を経て支部長がこれを定める。

(解散)

第38条 支部を解散しようとするときは、総会において出席正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2. 解散による支部の資産は全て本部に帰属する。

(補足)

第39条 この規程の施行について必要な事項は支部細則で定める。

2. この規程で特に明示していない事項は、本会の定款及び細則に準拠する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

支 部 細 則

(目的)

第1条 支部規程第39条により、これを定める。

(入会金及び会費)

第2条 会員は当該期の始めに年会費を各号に定めるところにより納入する。

一 正 会 員 年 額 15,000円

二 準 会 員 年 額 15,000円

三 賛助会員 年 額 20,000円

2. 入会金は2,000円とし、入会時に年会費と共に納入する。

(終身会員)

第3条 支部長は、幹事会の決議により、本会会員歴30年以上、かつ、当該期4月1日現在満80歳以上の者で、本会の目的達成に多大な貢献をした正会員を本部理事会に終身会員として推薦するものとする。

2. 終身会員の会費は、年額8,000円とする。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

第2条一部改正 会費増額

第3条一部改正 終身会員認定 会費増額

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

第2条一部改正 会費増額

第3条一部改正 会費増額